

# 宮代町地域子育てサロン事業補助金のご案内

宮代町では、子育て中の方が孤立しないように、気軽に参加することができ、ほっとできる時間を持てる場所を提供するため、身近な店舗や集会所等を利用し、子育てサロンを実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

※子育てサロンとは、子育て中の方が気軽に参加できる交流の場のことをいいます。

## 補助金額

子育てサロンの場合		大規模子育てサロンの場合	
企画運営費	5,000円	企画運営費	20,000円
実費相当分	10,000円	実費相当分	150,000円
上限	15,000円	上限	170,000円

- (1) 1開催あたり上限15,000円、大規模開催については上限170,000円とします。
- (2) 1補助事業者あたり年間60,000円、大規模開催については年間170,000円を上限とします。
- (3) 飲食代は補助対象外です。ただし、イベント等で配布する菓子等は除きます。  
※大規模子育てサロンとは、100人を超えるものをいいます。

## 補助対象者

子育て応援隊

※子育て応援隊とは、資格や特技を活かして子育て中の方をサポートし、子育てサロンを運営するもののことをいいます。事前登録が必要です。

## 補助対象事業

- (1) 子育てサロン1開催あたりおおむね3人以上の参加者があること。
- (2) 子育てサロン1開催あたり1時間以上実施すること。
- (3) 宮代町内で開催し、子育て中の方が自由に参加できること。
- (4) 店舗や集会所等を利用して子育てサロンを運営すること。
- (5) 政治や宗教又は営利活動を目的としないこと。



宮代町子育て応援サイト/  
みやしろで育てよう

◆問い合わせ先◆ 8番窓口

宮代町子育て支援課こども笑顔担当 電話0480-34-1111 (内線324)

メールアドレスkodomoeago@town.miyashiro.saitama.jp



## 申請手続きの流れ

### 子育て応援隊に登録

窓口で面談の上、子育て応援隊登録を行ってください。

### 補助金交付申請書の提出

宮代町地域子育てサロン事業補助金交付申請書（様式第1号）に**企画書**、**収支予算書**を添付して提出してください。

### 補助金交付決定通知

申請内容が適当と認められると、町から補助金交付決定通知書を発行します。

### 補助金請求書の提出

交付決定通知を受けたら、速やかに宮代町地域子育てサロン事業補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

### 補助金交付

補助金を交付します（概算払い）請求書の提出から補助金の交付まで2～4週間前後かかります。

### ホームページ、SNS掲載

町公式ホームページ、SNSへ参加者募集等の記事掲載を行います。

### 参加者募集、受付

参加者の募集、受付を行ってください。

### 備品貸出

町で貸出可能なものは事前に借用希望を出してください。日程によっては貸出ができない場合があります。

### 子育てサロン開催

**参加者人数**、**アンケート**、**写真の記録**を行ってください。

### 補助金実績報告書の提出

サロン実施後30日以内に、宮代町地域子育てサロン事業補助金実績報告書（様式第6号）に**収支決算書**、**領収書の写し**、**実施レポート**を添付して提出してください。

### 補助金確定通知

実績報告が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金確定通知を発行します。確定額が交付額を下回る場合、その差額を返還してください。

## 申請にあたっての注意点

- ・補助対象経費は、企画運営費、使用料、消耗品費、報償費、保険料、その他活動経費など
- ・参加費を徴収する場合、実費経費に充てるものとし、補助対象経費から差し引きます。
- ・領収書の写し又は受領書等の提出がない場合、補助対象となりません。
- ・ご不明な点は事前にご相談の上、申請を行ってください。